

監査基準委員会報告書 500「監査証拠」の改正について

2022年6月16日

日本公認会計士協会

新	旧
監査基準委員会報告書 500	監査基準委員会報告書 500
<p style="text-align: center;"><b>監査証拠</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2018年10月19日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 <u>最終改正</u> 2022年6月16日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第46号)</p>	<p style="text-align: center;"><b>監査証拠</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2018年10月19日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 <u>最終改正</u> 2021年8月19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第46号)</p>
<p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p>	<p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p>
<p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p>	<p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p>
<p>《2. 十分かつ適切な監査証拠》(第5項参照)</p>	<p>《2. 十分かつ適切な監査証拠》(第5項参照)</p>
<p>A1-5. 監査証拠は、監査意見及び監査報告書を裏付けるために必要である。監査証拠は、累積的な性質のものであり、主として監査の過程で実施した監査手続から入手する。しかしながら、監査証拠は、過年度の監査において入手した情報（監査基準委員会報告書 315 第 15 項に記載のとおり、監査人が、その情報が当年度の監査における監査証拠として適合性と信頼性を依然として有しているかについて評価した場合）又は監査契約の新規の締結及び更新において入手した情報など、その他の情報源から入手した情報も含むことがある。</p> <p>さらに、企業の会計記録及びその他の企業内部の情報源は監査証拠として重要な情報源である。また、監査証拠として利用する情報は、経営者の利用する専門家の業務により作成</p>	<p>A1-5. 監査証拠は、監査意見及び監査報告書を裏付けるために必要である。監査証拠は、累積的な性質のものであり、主として監査の過程で実施した監査手続から入手する。しかしながら、監査証拠は、過年度の監査において入手した情報（監査基準委員会報告書 315 第 15 項に記載のとおり、監査人が、その情報が当年度の監査における監査証拠として適合性と信頼性を依然として有しているかについて評価した場合）、<u>又は監査契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の品質管理手続</u>において入手した情報など、その他の情報源から入手した情報も含むことがある。</p> <p>さらに、企業の会計記録及びその他の企業内部の情報源は監査証拠として重要な情報源</p>

新	旧
<p>されたり、又は外部情報源から入手されたりすることがある。監査証拠は、アサーションを裏付ける情報と矛盾する情報の両方から構成される。さらに、情報がないことそれ自体が監査証拠となる場合（例えば、依頼した陳述を経営者が拒んだ場合）がある。</p>	<p>である。また、監査証拠として利用する情報は、経営者の利用する専門家の業務により作成されたり、又は外部情報源から入手されたりすることがある。監査証拠は、アサーションを裏付ける情報と矛盾する情報の両方から構成される。さらに、情報がないことそれ自体が監査証拠となる場合（例えば、依頼した陳述を経営者が拒んだ場合）がある。</p>
(省 略)	(省 略)
<p><b>《3. 監査証拠として利用する情報》</b></p>	<p><b>《3. 監査証拠として利用する情報》</b></p>
<p><b>《(1) 適合性及び信頼性》</b>（第6項参照）</p>	<p><b>《(1) 適合性及び信頼性》</b>（第6項参照）</p>
<p>A26. A1-5 項に記載のとおり、監査証拠は、主として監査の過程で実施した監査手続から入手するものであるが、他の情報源から入手することもある。例えば、過年度の監査、監査契約の新規の締結及び更新、法令又は職業倫理に関する規定（例えば、企業の法令違反に関するもの）による特定の追加の責任を遵守することから情報を入手することがある。全ての監査証拠の質は、監査証拠の基礎となる情報の適合性と信頼性により影響される。</p>	<p>A26. A1-5 項に記載のとおり、監査証拠は、主として監査の過程で実施した監査手続から入手するものであるが、他の情報源から入手することもある。例えば、<u>状況によっては過年度の監査、監査契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の品質管理手続、法令又は職業倫理に関する規定（例えば、企業の法令違反に関するもの）による特定の追加の責任を遵守することから情報を入手することがある。全ての監査証拠の質は、監査証拠の基礎となる情報の適合性と信頼性により影響される。</u></p>
(省 略)	(省 略)
<p><b>《IV 適用》</b></p>	<p><b>《IV 適用》</b></p>
(省 略)	(省 略)
<p>・ <u>本報告書（2022年6月16日）は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。</u></p>	
以 上	以 上

以 上